

確 認 書

＜様式8＞

◇本事業に申請した後に**事業内容の変更はできません**。また、取下げとなった場合には、県全体に影響が及びますので、**確実に実施する意思があるもののみ申請してください**。

◇園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険等に**財産処分の処分制限期間中 繼続して保険加入(災害に対応できる総合保険等)する**必要があります。

◇事業を進めるには多くの手続きが必要です。

期限に余裕がない場合や、繁忙期と重なる場合がありますが、**速やかに各種手続きを行い、書類等を整備を行う必要があります**。

◇目標達成まで毎年度の達成状況報告が必要となります。

また、達成状況が低位である場合は、農業経営相談等の指導を受ける必要があります。

◇補助事業で導入した機械について、経営移譲や買い替えなど処分をする場合、**事前に許可を受ける届出が必要となります。必ず担当者に連絡し、指示を受けてください。**

★上記を確認し、次の誓約事項の□にチェックを入れて、住所・氏名を記入、押印してください。
同意いただけない場合、事業の対象が困難となる場合があります。

- 計画承認後、真にやむを得ない場合を除き、事業の変更・取り下げはしません。**
- 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等に加入します。**
- 必要な各種手続きや書類整備等を速やかに行います。**
- 成果目標の達成に向けて精力的に取り組み、状況報告を確実に行うとともに、県・市の指導に従います。**
- 財産処分の際は、事前に市への連絡・届出を行います。**
- 国・県・市・金融機関・共済組合等の関係機関において、本申請に係る個人情報を共有することに同意します。**

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印